

装管原第5098号

28. 4. 1

一部改正 装管原第4872号

令和3年3月31日

一部改正 装管原第5745号

令和6年3月29日

一部改正 装管原第6592号

令和7年4月4日

防衛装備庁長官官房会計官付経理室長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
統合幕僚監部総務部総務課会計室長
陸上幕僚監部監理部会計課長 殿
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部装備計画部装備課長
情報本部総務部会計課長

防衛装備庁調達管理部原価管理官

(公 印 省 略)

経費率調整会議設置要綱について（通知）

標記について、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（装管原第83号。27. 10. 1）第16項の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

第1 設置

この通知は、経費率の適正かつ統一的な運用に資するため、防衛大学校、防衛医科大学校、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び情報本部相互間並びにこれらと防衛装備庁との間において、次に掲げる事項について調整等を行う経費率調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- (1) 経費率の統一的な算定に関する事項
- (2) 経費率の算定方法等に関する事項

- (3) 確定された経費率の通知に関する事項
- (4) 経費率の算定に関する資料等の交換に関する事項
- (5) その他必要な事項

第2 構成

調整会議は、議長及び次に掲げる委員で構成する。

- (1) 防衛装備庁調達管理部原価管理官付企業調査室長
- (2) 防衛装備庁長官官房会計官付経理室長補佐級
- (3) 防衛医科大学校事務局総務部経理課長補佐級
- (4) 防衛大学校総務部会計課長補佐級
- (5) 統合幕僚監部総務部総務課会計室長補佐級
- (6) 陸上幕僚監部監理部会計課長補佐級
- (7) 海上幕僚監部総務部経理課長補佐級
- (8) 航空幕僚監部装備計画部装備課長補佐級
- (9) 情報本部総務部会計課長補佐級

2 議長は、防衛装備庁調達管理部原価管理官付企業調査室長をもって充てる。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員が議長の職務を行う。

4 議長は、必要に応じて上記委員以外の関係者に出席を求めることができる。

5 調整会議の下に、必要がある場合には、分科会を置き、その構成は議長が定める。

第3 調整会議の開催

議長は、調整会議を招集する。

2 調整会議は、毎年度1／四半期に開催することを例とする。ただし、議長が、必要があると認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

第4 庶務

調整会議の庶務は、防衛装備庁調達管理部原価管理官付企業調査室原価管理班が処理する。

第5 委任規程

この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。